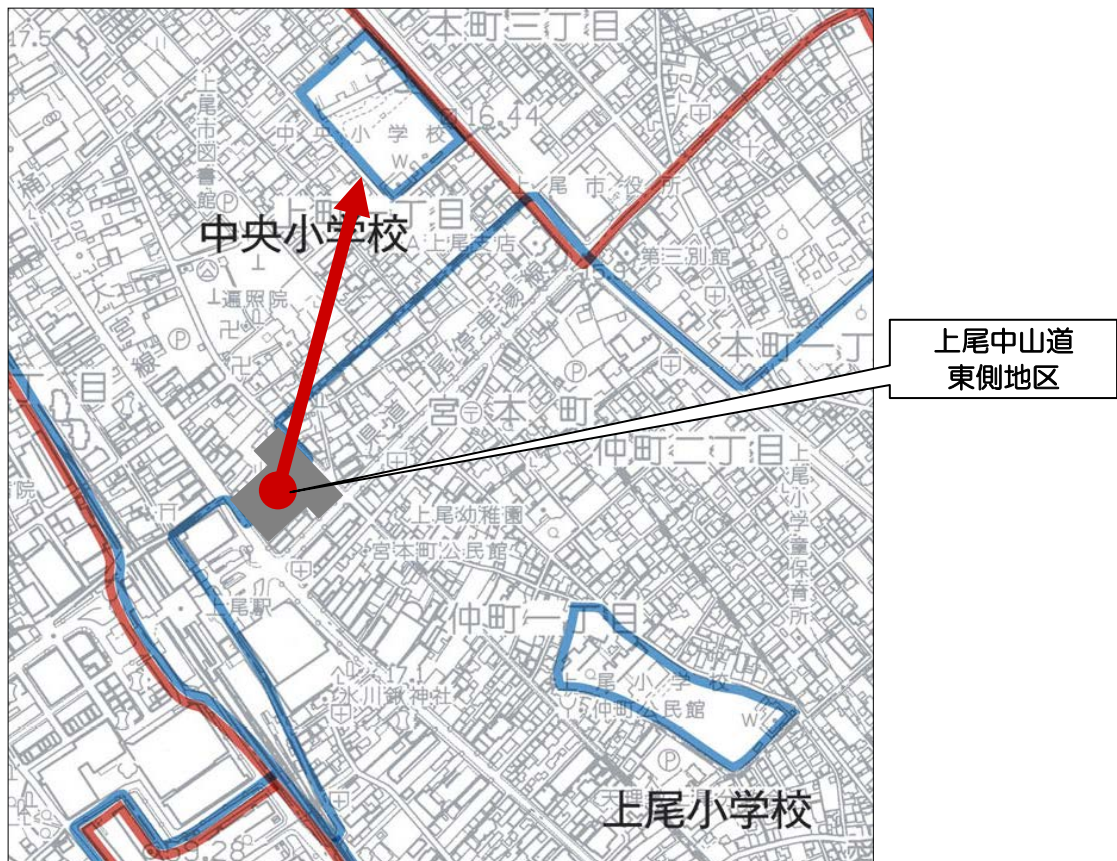


◇「上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の概要

1 これまでの経過

- ・上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業は、マンションを含む施設の建築が計画され、住宅規模297戸、平成25年3月の完成、入居開始は、早くても平成25年4月の見込みとされた。
- ・当該地区は、上町（中央小学区）と宮本町（上尾小学区）にまたがっており、小学校の通学区を指定する必要があった。
- ・平成23年11月には、当該地区の「事務区」は、単独で設置される方針とされた。
- ・当該地区区長等との調整を重ねるとともに、上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、当該施設の通学指定校は、「上尾市立中央小学校・上尾市立上尾中学校」とする方針として、平成24年上尾市教育委員会3月定例会において意思決定された。
- ・その後、住居表示は、「宮本町3番2-〇〇〇〇号」とされ、平成25年4月入居開始前の平成25年2月定例教育委員会に規則の一部を改正するため議案の提出となった。

2 施行期日 公布の日



◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和35年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)		改正後 (太字 改正部分)	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
◎小学校		◎小学校	
小学校名	当該小学校の学区	小学校名	当該小学校の学区
上尾小	宮本町、仲町一丁目、仲町二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、栄町、日の出一丁目、本町一丁目のうち3番から8番まで、本町二丁目のうち5番から10番及び15番	上尾小	宮本町 (3番2を除く。) 、仲町一丁目、仲町二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、栄町、日の出一丁目、本町一丁目のうち3番から8番まで、本町二丁目のうち5番から10番及び15番
中央小	原新町、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、上町一丁目、上町二丁目、本町一丁目のうち1番、2番、9番、10番、本町二丁目のうち1番から4番及び11番、12番、本町三丁目、本町四丁目（10番、11番を除く。）、柏座一丁目のうち1番から4番まで、上1805番地	中央小	緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、上町一丁目、上町二丁目、 宮本町3番2 、本町一丁目のうち1番、2番、9番、10番、本町二丁目のうち1番から4番及び11番、12番、本町三丁目、本町四丁目（10番、11番を除く。）、柏座一丁目のうち1番から4番まで、 原新町 、上1805番地
◎中学校		◎中学校	
中学校名	当該中学校の学区	中学校名	当該中学校の学区
上尾中	上尾小学校の学区、中央小学校の学区（上町一丁目、上町二丁目、柏座一丁目1番から4番まで、本町一丁目1番、2番、9番、10番、本町二丁目1番から4番まで及び11番、12番）、鴨川小学校の学区（西宮下三丁目）、東町小学校の学区	上尾中	上尾小学校の学区、中央小学校の学区（上町一丁目、上町二丁目、 宮本町3番2 、本町一丁目1番、2番、9番、10番、本町二丁目1番から4番まで及び11番、12番、 柏座一丁目1番から4番まで ）、鴨川小学校の学区（西宮下三丁目）、東町小学校の学区
東中	東小学校の学区（上尾宿2096番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）、中央小学校の学区（原新町、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、本町三丁目、 本町四丁目 ）、芝川小学校の学区（緑丘四丁目、緑丘五丁目、 錦町 、本町六丁目、上尾村（田向））	東中	中央小学校の学区（緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、本町三丁目、 本町四丁目 、 原新町 、 上1805番地 ）、 東小学校の学区（上尾宿2096番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）、芝川小学校の学区（緑丘四丁目、緑丘五丁目、本町六丁目、上尾村（田向）、錦町 ）